

(別添)改正個人情報保護法対応規程

福岡社会保険労務士法人（以下、当事務所）は、2022年4月1日施行後は、個人情報保護規程に加えて以下を実施する。

個人情報保護方針

安全管理措置については、以下に基づき取り扱いを徹底しています。

(組織的安全管理措置)

整備した取り扱い方法に従って個人データが取り扱われていることを責任者が確認
従業員から責任者に対する報告連絡体制を整備

(人的安全管理措置)

個人データの取り扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施
個人データについての秘密保持に関する事項を雇用契約時に締結

(物理的安全管理措置)

個人データを取り扱うことのできる従業員及び本人以外が容易に個人データを閲覧できないような措置を実施

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

(技術的安全管理措置)

個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止

個人データを取り扱う機器を外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

(外的環境の把握)

今後個人データを外国に保管する場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施

(別添)改正個人情報保護法対応規程

漏えい等の報告等について

個人情報管理責任者は、個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損(以下「漏えい等」という。)が発生し又は発生したおそれがある場合、不正の目的をもって漏えい等・利用・提供された場合、不特定多数のものに閲覧されるおそれがある場合、個人情報保護委員会に対して、個人情報保護委員会のフォーマットを使用して3日以内に「速報」し、30日以内に「確報」を行う。また対象となった本人に、速やかに通知する。

不適正利用の禁止について

当社は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しない。

開示等請求への対応について

当社は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示する。

利用停止・消去等への対応について

利用停止・消去への対応は、目的外利用や不正取得の場合、また、第三者提供の停止は第三者提供義務違反の場合への対応に加え、以下の場合も対応する。

- ・利用する必要がなくなった場合
- ・個人情報保護委員会への報告義務のある、重大な漏えい等が発生した場合
- ・本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

その他の対応について

現状では、第三者提供(外国への第三者提供を含む)、仮名加工情報、個人関連情報の取り扱いはない。実施する場合は、適正な取り扱いを行う。また、今後、個人情報保護規程の改定の際には本別添の内容を記載する。